答 弁 第 二 六 号令和五年三月二十八日受領

内閣衆質二一一第二六号

令和五年三月二十八日

内閣総理大臣 岸 田 文 雄

衆 議院議長 細 田 博 之殿

る。 衆議院議員櫻井周君提出特定複合観光施設区域の区域整備計画に関する質問に対し、 別紙答弁書を送付す

衆議院議員櫻井周君提出特定複合観光施設区域の区域整備計画に関する質問に対する答弁書

一について

が 観光施設区域整備推進本部決定。 基づき、 ら構成される審査委員会 づき定められた 区域の整備に関する計画 特定複合観光施設区域整備法 当該審査については、 令和四年四月二十七日に大阪府及び長崎県のそれぞれから認定の申請があった特定複合観光施設 「特定複合観光施設区域の整備のための基本的な方針」 (以下単に「審査委員会」という。 (以下「本件区域整備計画」という。) については、 多岐にわたる審査項目について、 (平成三十年法律第八十号。以下「法」という。)第九条第一項の規定に 以 下 「基本方針」 という。) 期限を設けることなく、 において、 に基づき国土交通省に設けられた有識者か (令和二年十二月十八日特定複合 審査を行っているところである 法第五条第一項の 慎重かつ丁寧に進め 規定に基

一及び四について

ていることから、

現時点においても当該審査は継続しているところである。

本件区域整備計画については、 審査委員会において審査を行っているところであり、 お尋ねについてお

答えすることは差し控えたい。

三について

法第九条第一項に規定する特定複合観光施設区域の整備に関する計画については、基本方針において、

「地域における合意形成の手続が適切に行われたものでなければならない」等としているが、地方公共団

体の保有する当該計画に関する行政文書の公開については、各地方公共団体において、それぞれの情報公

開条例等に基づき適切に判断されるものと認識している。